

# 個人投資家要件の考え方について

## ケース

	持株数	持株比率	株主上位3グループ
中小企業A	250	25.0%	創業者グループ
代取	200	20.0%	
代取の妻	25	2.5%	
取締役	125	12.5%	その他株主
代取の友人	100	10.0%	
代取の友人	100	10.0%	
代取の友人	100	10.0%	
代取の友人	100	10.0%	
合計	1000 株		

中小企業A社は代取(代表取締役)、取締役とは無関係

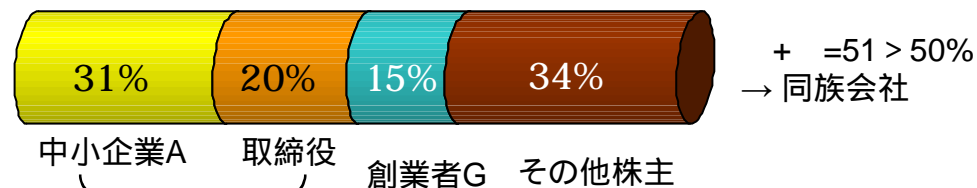
## 払込期日における発行済み株式の総数の持株割合



3グループとも同族会社の判定の基礎となる株主になるため、対象外。

## ケース

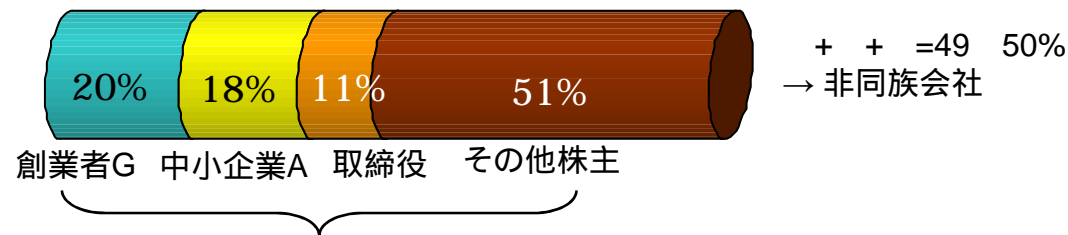
	持株数	持株比率	株主上位3グループ
中小企業A	310	31.0%	創業者グループ
代取	100	10.0%	
代取の妻	50	5.0%	
取締役	200	20.0%	その他株主
代取の友人	120	12.0%	
代取の友人	100	10.0%	
取締役の友人	70	7.0%	
取引先	50	5.0%	
合計	1000 株		



+ で50%をこえるため、 と は対象外、 は対象になる( は同族会社の判定の基礎となる株主にはならないため)

## ケース

	持株数	持株比率	株主上位3グループ
中小企業A	180	18.0%	創業者グループ
代取	150	15.0%	
代取の妻	50	5.0%	
取締役	110	11.0%	その他株主
代取の友人	100	10.0%	
代取の友人	100	10.0%	
代取の友人	80	8.0%	
取締役の友人	80	8.0%	
取引先	60	6.0%	
代取の友人	50	5.0%	
代取の友人	40	4.0%	
合計	1000 株		



非同族会社であるため、中小企業Aを除くすべての株主が対象。